

2019年度（平成31年度）宮城県建設センター研修・講習 「道路の基礎知識講座」 実施要領

1 目的

道路部門の建設技術に関する基礎的かつ専門的な知識を習得し、行政機関の土木技術職員としての業務遂行能力の一層の向上に資する。

2 主催

宮城県、公益社団法人宮城県建設センター

3 研修対象者

県及び市町村の道路部門の建設に関する基礎的な知識等を習得することに対して、意欲的な土木関係部署に所属する若手職員、若手職員を指導する職員。

4 募集人数 90名

5 研修日時

2019年 5月 9日（木） 午前 9時30分から 午後4時まで
2019年 5月10日（金） 午前 9時50分から 午後4時まで

6 教科目及び研修場所（次ページを参照）

7 申込先及び問合せ先

担当：公益社団法人宮城県建設センター 企画・管理部 企画・研修課（TEL：022-263-1432）
<申込み方法> ※ホームページ、メール、FAXからお申込みいただけます。

申込書フォーム（Excel形式）は、ホームページよりダウンロードすることができます。 【ホームページアドレス http://www.m-ctc.com/ 】	
ホームページの場合	ホームページアドレス： http://www.m-ctc.com/ ※該当する研修のリンクから申込み願います。
メールの場合	メールアドレス： kenshu@m-ctc.com
FAXの場合	FAX：022-263-1439

※なお、開催日の2日前になっても受講決定通知がないときは、担当部署まで連絡願います。

7 研修会費 無料

8 申込締切日 2019年4月22日（月）

9 その他

- (1) 研修会当日は、午前9時20分までに研修場所にご集合ください。
- (2) ご持参いただくもの（筆記用具・関数電卓）
- (3) 研修受講中の服装及び履物は、研修にふさわしい常識的なものを着用してください。
- (4) 申込者が定員に達した場合は、申込み順をもって締め切らせていただく場合がございますのであらかじめご了承ください。
- (5) 本研修は、昨年度に行った「道路の基礎知識」「サテライト研修（工事請負契約書の留意点）」と同じ内容で実施いたしますので、昨年度に受講された方の受講にあたってはご注意ください。
- (6) 駐車場はありませんので、公共交通機関等のご利用をお願いいたします。

◆受講された方々の声

- ・路線認定等、工事着手前にしなければいけない事や舗装構成やCBRの考え方を学習でき、とても参考になった。
- ・業務に大変役立つ研修だった。来年度以降、後輩達に参加するよう、アドバイスしたい。
- ・契約書の各重要な条項について根拠となる法律に基づく説明は参考になり、有意義だった。特に裁判事例は身近なことで、今後の業務にとっても役立つものであった。

2019年度（平成31年度）宮城県建設センター研修・講習 「道路の基礎知識講座」教科目及び研修場所

開催日： 2019年5月9日（木）～10日（金）

研修場所：TKPガーデンシティ仙台勾当台「ホール1」

月 日	時 間	科 目	講 師	
〈1日目〉 5月9日 （木）	9:20～9:30	受付		
	9:30～9:40	開講の挨拶・オリエンテーション		
	9:40～12:00	路線認定と供用開始の手続き～道路が成立するために～	・道路事業を進めるにあたり、技術系職員として、認識の薄い傾向にある「路線認定と供用開始手続き」について解説し、道路成立のための法的基本手続きについて理解する。	公益社団法人 宮城県建設センター 企画・管理部長 加藤 実
13:00～16:00	工事請負契約書の留意点～裁判事例に学ぶ危機管理～	・発注者と受注者が対等な立場で社会資本を整備する上で重要となる「工事請負契約書」について特に留意すべき条項について、「工事請負契約書」の条文、対応する「公共工事標準請負契約約款の解説書」を抜粋し解説する。また具体的な裁判事例等を紹介し、工事請負契約書の理解を深める。		
〈2日目〉 5月10日 （金）	9:40～9:50	受付		
	9:50～10:00	開講の挨拶・オリエンテーション		
	10:00～16:00	舗装構成とC B R	舗装設計方法や、その基本であるC B Rを分かりやすく解説することにより、普段何気なく使っている設計マニュアルの標準舗装構成の意味や路床改良の設計方法等「舗装」全般についての理解を深める ・演習・解説等	公益社団法人 宮城県建設センター 企画・管理部長 加藤 実
	16:00～	閉講		

※教科目及び講師等については変更することがあります。

TKPガーデンシティ仙台勾当台 「ホール1」

〒980-0803

仙台市青葉区国分町三丁目6番1号
仙台パークビル3階

TEL 022-726-5072



「道路の基礎知識講座」に関する補足説明

1. 目的

この講習の目的は、一義的には日常業務を行うにあたって必要となる道路に関する基本的な知識を整理、習得することであり、受講対象者は「知識の習得に意欲的な職員」としております。従って若手の方々の参加は勿論ですが、指導する立場にある中堅及びベテラン職員の方々も是非参加いただければと思います。

知識の伝承は、本来仕事を通して行うこと（OJT）が最も効果的、効率的と考えます。職場で教える立場の中堅職員やベテラン職員の方々が、若い頃に習得した知識を再整理する等して、日常の業務の中で後輩達に伝承することが重要です。今回の講習会が、その一助になれば幸いです。

知識を再確認するために以前受講した方々の再受講も歓迎です。

2. 講座内容

(1) 路線認定と供用開始の手続き

（所要時間：約 2 時間 30 分）

技術職員はとかく法律的なことに疎い傾向にありますが、「路線認定」や「区域決定」、「供用開始の手続き」は法律（道路法）に基づいた行為です。言葉としては分かっているでしょうが、その意味をしっかりと把握している人は少ないのではないのでしょうか。なぜそのような行為を行わなければならないのか、どのような効力が発生するのか、行わない場合どうなるのか等について、具体例を挙げてその法的意味合いを解説し、道路成立のための基本手続きについて理解します。

(2) 工事請負契約書の留意点

（所要時間：3 時間 00 分）

工事請負契約書は、工事を進めるにあり必要な発注者と受注者の拠り所です。従って、内容の理解は大変重要ですが、改めて読み込み、理解に努めた経験はなかなかないのではないのでしょうか。発注者と受注者は対等な立場でともに協力し合い、社会資本を整備しているわけですが、近年、いろいろな事情から裁判事案も増えています。

このような状況も踏まえ、工事請負契約書のなかで、特に留意すべきと思われる点について、

1)「工事請負契約書」の条文、2)それに対応した「公共工事標準請負契約約款の解説（大成出版社）」の抜粋、3)理解を深めるための「具体的な裁判事例 等」を列記したテキストを作成しました。

裁判を意識するだけでなく、トラブルを避け、発注者、受注者ともに協力し合ってスムーズな社会資本整備ができるよう、工事請負契約書の理解が深まることを期待します。

(3) 舗装構成とCBR

(所要時間：約 5 時間 00 分)

「舗装」は道路工事に携わる職員にとって基本中の基本事項ですが、従前使用されていた「アスファルト舗装要綱」はもはや絶版になっています。一方では、舗装の“性能規定化”が進められ、H18には「舗装設計施工指針」や「舗装設計便覧」、「舗装施工便覧」が発刊されました。我々がこれまで舗装のバイブルとしてきた「アスファルト舗装要綱」の考え方はどうなったのか、性能規定化とは何か、性能規定化されたことによって実際の舗装設計ではどう対応すべきなのかについて、また実際の現場監督におけるワンデーレスポンスのために必要な知識について解説します。

※ 講習にあたっては、「 $8^{1/3}=2$ 」の計算ができる電卓を各自で用意してください。